

令和6年度 第1回産業医科大学病院医療安全監査委員会講評

改正医療法施行規則に基づき医療安全管理体制整備の確認のため、令和6年5月31日に第1回産業医科大学病院医療安全監査委員会を実施した。今回の監査は事前に通知した下記の項目に沿って監査を行った。監査結果について以下に講評する。

日時：令和6年5月31日（金）14:00～15:20

開催方法：対面開催

場所：産業医科大学病院本館3階中会議室

【監査委員】

委員長：	横山 晋二	久留米大学病院副院長	医療安全管理部部長
委員：	大杉 一之	北九州市立大学 法学部	准教授
	阿部 慎太郎	産業医科大学病院	産業医臨床研修等指導教員（診療教授）
	伊藤 浩二	産業医科大学病院	病院事務部長
	合原 則隆	久留米大学病院	医療安全管理者

【産業医科大学病院出席者】

原 幸治	医療の質・安全管理部	部長
原田 大史	医療の質・安全管理部	副部長
手島 康德	医療安全管理者	
中村 圭佑	医薬品安全管理責任者	
高橋 一久	医療機器安全管理責任者	
青木 隆敏	医療放射線安全管理責任者	
山口 久美子	医療の質・安全管理部部員/看護主任	
白山 寿賀子	医療の質・安全管理部部員/理学療法士	
今村 恵美子	栄養部	技師長
木戸 敦子	医療安全室	室長
菅野 敦茂	医療安全室	係長
高橋 祥子	医療安全室	主任
松岡 実優	医療安全室	係員

【監査事項】

1. 身体拘束について
2. アレルギータッチシステムについて
3. 医療の質・安全管理部の関与について
 - ① 各部門マニュアルの内容の把握・改訂時の確認等
 - ② FAX 誤送信および郵便物誤送付対策
4. 救急蘇生講習会について

【講評】

1. 身体拘束について

身体拘束が緊急やむを得ない場合の三原則に則り、同意書を取得し医師の指示のもと実施されていることを確認した。身体拘束中は経時的に観察を行い、その結果を記録していること、身体拘束解除に向け多職種で検討していることを確認した。患者本

人に意思決定能力がない場合の同意については、代諾者が署名することになっているが、司法や倫理的観点では多職種で構成された医療チームメンバーが患者の最善策を検討する事が望ましく、判断に際して医療チームメンバー間に相違が生じた場合は病院倫理委員会で審議が必要である。監査時は身体拘束最小化チームが未整備であり、今後、組織的に身体的拘束を最小化する体制が整備されることを期待する。

2. アレルギーチェックシステムについて

確認されたアレルギーについては電子カルテの患者プロフィール欄に「薬副作用」、「食物アレルギー」、「その他のアレルギー」の項目別に記載される。アレルギー登録されると、電子カルテ画面では患者情報の帯が着色され注意が促される。またアレルギーがある場合はリストバンドに赤マジックで「④」と記載するなどの工夫がなされている。与薬の際にはアレルギーについても確認するよう院内で定められている。

過去に院内で発生したアレルギーのある薬剤投与インシデント事例について発生要因を究明し、再発防止策としてアレルギーチェック体制の見直しが行われている。アレルギー情報をフリー入力で登録するとアラートが出ないシステムになっているため、薬剤の入力画面に「フリー入力はアラートが出ない」との注意喚起の警告文が表示されている。しかし、常に警告文が表示されているためチェックが形骸化する可能性もあり、入力後に警告文が表示されるなどシステムの改修を検討することが望ましい。紹介先の医療機関にアレルギー情報を提供する際、お薬手帳を活用している点は患者参加型の医療安全の推進を図る意味でもおおいに評価できる。

食物アレルギーへの対応として、各病棟への配膳前に管理栄養士・栄養士によるアレルギー一覧表を用いた食事確認が行われている。急患に対しても管理栄養士・栄養士によるアレルギー原因食材の除去が行われ病棟へ配膳されている。

3. 医療の質・安全管理部の関与について

①各部門マニュアルの内容の把握・改訂時の確認等

医療安全に関係するマニュアルについては、看護に関連するマニュアルは看護部が管理し、コメディカルに関連するマニュアルは病院管理課が管理している。医療の質・安全管理部も病院管理課、看護部と連携して、各部門の安全管理に関するマニュアルについて内容等の整合性を定期的に確認することが望ましい。

②FAX 誤送信および郵便物誤送付対策

患者情報のFAX送信に係る取扱いマニュアルが作成されており、誤送信発生時の対応及び報告手順が明記されていることを確認した。個人情報を含む情報漏洩又はその恐れがある事態が発生した際は、医療の質・安全管理部へ報告するよう取り決められている。年1回個人情報保護委員会において診療記録漏洩に関するインシデント内容と再発防止策が院内周知されており、再発防止に向けた取り組みが継続的に行われていることを確認した。インシデント内容と再発防止策の院内周知については、院内での共有を図るために医療安全関連の委員会等でも取り扱うことを検討いただきたい。

4. 救急蘇生講習会について

医師を対象とした救急蘇生講習会は、研修医を対象としたBLS講習が入職時と救急・集中治療科研修中に実施されている。医師についてはACLS、ICLS等のコース別に

開催時期や開催回数が取り決められているが BLS 講習は実施されていない。看護師及び事務職員を含めた病院職員に対してはシミュレーション研修が実施され、その理解度の確認テストも行われておりその受講状況について確認した。
研修医以外の医師を対象とした BLS 講習の実施体制の整備が求められる。

以上

令和 6 年 7 月 5 日

産業医科大学病院医療安全監査委員会

委員長 横山 晋二

(久留米大学病院医療安全管理部部長)